

河内長野市避難行動要支援者支援プラン

[全体計画]

平成26年4月改訂

河 内 長 野 市

目 次

第1章 改正災害対策基本法に基づき取り組む対策

1. 避難行動要支援者支援プランの経過及び目的 …………… 1
2. 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有について
 - (1) 避難行動要支援者となる方について …………… 2
 - (2) 避難行動要支援者名簿の作成 …………… 2
 - (3) 避難支援等関係者となる方について …………… 3
 - (4) 避難行動要支援者名簿の更新 …………… 3
 - (5) 避難行動要支援者名簿の管理及び漏えいの防止対策 …………… 3

第2章 さらなる避難行動支援のために取り組む対策

- (1) 個別計画の作成等 …………… 4
- (2) 避難支援者の定め方（マッチング） …………… 5
- (3) 個別計画の管理・更新等 …………… 5

第3章 平常時の対策

1. 支援体制 …………… 5
 - (1) 避難行動要支援者の市支援班の設置 …………… 5
 - (2) 避難行動要支援者の地域支援班の設置（地域・関係団体による） …… 6
2. 情報伝達・安否確認及び避難誘導體制の整備
 - (1) 情報伝達体制の整備 …………… 6
 - (2) 安否確認及び避難誘導體制の整備 …………… 6
3. 避難場所の整備
 - (1) 避難所 …………… 7
 - (2) 福祉避難所 …………… 7
4. 防災意識の醸成と避難行動要支援者の備え
 - (1) 防災訓練 …………… 7
 - (2) 防災あんしんカードの携帯の促進 …………… 8

第4章 災害発生時の対策

1. 支援体制の立ち上げ

(1) 災害対策本部における市支援班の設置 8

(2) 地域支援班と災害対策本部との連携 8

2. 情報伝達 9

3. 安否確認・避難誘導 9

4. 避難場所の確保 9

5. 避難生活における配慮 9

6. 福祉避難所の運営 10

7. 心身両面の健康管理

(1) 巡回相談等の実施 10

(2) こころのケア 10

第1章 改正災害対策基本法に基づき取り組む対策

1. 避難行動要支援者支援プランの経過及び目的

近年の地震や豪雨による被害が高齢者や障がい者等へ集中し、これらの災害時要援護者の避難支援対策が大きな課題として浮き彫りになりました。そこで、河内長野市地域防災計画に基づき、要援護者が災害発生時に必要な情報を迅速かつ的確に把握し、安全な場所に避難することができるような一連の支援行動に必要な仕組みを整えることを目的として、平成23年11月に災害時要援護者支援プランを策定し、同年12月から自治会、民生・児童委員などの地域関係者の協力のもと制度の促進を行ってきたところです。

一方、平成23年3月に発生しました東日本大震災においては、被災地全体の死亡者数のうち65歳以上の高齢者の死亡者は、約6割を占めており、障がい者の死亡率は、被災住民全体の死亡率の約2倍に上がり、多数の方々が犠牲となりました。

このように、東日本大震災における要配慮者の死亡率が高かったことを教訓として、平成25年6月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が公布されたことにより、市町村は、当該市町村に居住する障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等の要配慮者のうち、自ら避難することが困難で避難に支援を要する方（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めること及び避難支援等を行うための基礎情報となる避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。

また、名簿情報の取扱いについては、個人情報保護への十分な配慮は求められつつも、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者の同意を得た上で、消防団、警察、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、自主防災組織その他の関係者に対し、名簿情報を提供できることとなりました。なお、災害発生時等には、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意を得ることなく、避難支援等の実施に限り名簿情報の提供が可能となっています。

その後、平成25年8月に策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、災害時要援護者支援プランを改訂し、発展させた「避難行動要支援者支援プラン（以下「支援プラン」という。）」として運用するものです。

2. 避難行動要支援者名簿の作成及び情報共有について

(1) 避難行動要支援者となる方について

支援プランでは、特に高齢者及び障がい者の防災対策が喫緊の課題と考え、当面は、介護高齢者、障がい者、難病患者を主な避難行動要支援者として支援プランを策定します。なお、外国人、妊産婦、乳幼児等への支援については、必要に応じ、本支援プランを準用して対応することとし、日本語に不慣れた外国人への支援については、多言語に対応した避難誘導等の防災情報の提供に努めます。

その対象者の範囲は、原則として住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記載されている方で、支援を必要とする下記の介護高齢者等、障がい者、難病患者、その他市長が必要と認める方で、生活の基盤が自宅にある方とします。

この範囲内で、市長が避難について特に必要な方の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の避難支援等関係者との間で情報共有を行います。また、こうした名簿の作成・利用に際しては、関係部局が把握している情報から要介護状態区分、障がい者支援区分等を考量し、避難行動要支援者の要件を設定し名簿を作成するものです。

※要件からもれた方も、自ら名簿への掲載を求めることができるものとします。

避難行動要支援者名簿に掲載する方の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

1. 要介護認定を受けている方 要支援1～2、要介護1～5
2. 身体障害者手帳1・2級の身体障がい者
3. 療育手帳Aを所持する知的障がい者
4. 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
5. 障害者総合支援法による障害福祉サービス等を受ける難病患者
6. 高齢者（75歳以上）のみの世帯の方
7. 上記以外で市長が支援の必要と認めた方

（例：家族と同居しているが昼間は1人になる高齢者の方、妊産婦、乳幼児、日本語の理解が十分でない外国人など）

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当する方を把握するために、本市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約し、対象者の把握に努めるとともに、手上げ方式による情報の収集や、本市で把握していない情報については府その他の関係機関の協

力を得るなどして、より広く必要な情報を収集することをめざします。

・手上げ方式（本人からの申請による名簿登録）

市の広報や関係団体等の協力を得て、支援プランの周知及び登録について案内し、要配慮者本人、または代理人からの自発的な避難行動要支援者登録申請書（以下、「登録申請書」という。）により情報を収集します。

なお、登録申請に際しては、災害時における支援体制を構築するため、あらかじめ定めた避難支援等関係者への情報提供についての同意を得ることを基本とします。

（3）避難支援等関係者となる方について

避難行動要支援者の名簿は、避難支援等関係者と共有します。

避難支援等関係者	名簿情報
自治会・自主防災組織	該当地域分のみ
民生・児童委員	該当地域分のみ
消防本部	全地域分
消防団	該当地域分のみ
地区福祉委員	該当地域分のみ
社会福祉協議会	全地域分
避難行動要支援者が 指名する個人支援者	個人の避難行動要支援者のみ

（4）避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者名簿を更新する期間については、半年から1年の間で更新することで、避難行動要支援者名簿情報を最新の状態に維持します。

また更新された情報は、市及び避難支援等関係者間で共有を図ります。

（5）避難行動要支援者名簿の管理及び漏えいの防止対策

避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供します。名簿情報の提供にあたっては、避難行動要支援者に名簿情報を提供することの趣旨や内容を説明したうえで、意思確認を行います。

さらに、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう、以下の適切な措置

を講じます。

- ① 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の秘匿性の高い個人情報も含まれるため、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ② 一地区の自治会等に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう十分に説明する。
- ③ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ④ 施錠可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう十分に説明する。
- ⑤ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう十分に説明する。
- ⑥ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう十分に説明する。
- ⑦ 名簿情報の取扱状況の報告を受ける。
- ⑧ 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

第2章 さらなる避難行動支援のために取り組む対策

1. 個別計画

(1) 個別計画の作成等

災害時の避難支援等を実行性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市及び避難支援等関係者の協力を得ながら、個別計画書の策定を進めます。

把握した避難行動要支援者名簿の情報を基に、個別計画書策定の働きかけを行った結果、同意を得られた避難行動要支援者、もしくは自ら手上げ方式で申請される要配慮者を対象として、一人ひとりに適した個別計画書を策定します。

※個別計画書とは、避難行動要支援者個人ごとの発災時に避難支援を行う方の情報や、避難支援にむけた避難場所、避難経路等が記載されたものです。

(2) 避難支援者の定め方（マッチング）

避難行動要支援者があらかじめ、登録申請書に事前に承諾を得た避難支援者を記入します。避難支援者の記入がない避難行動要支援者については、市が、自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、地区福祉委員会、福祉関係者等に避難支援等関係者の選定を依頼し、その協力の基に避難支援者を定めます。(マッチング)

また、避難行動要支援者に対し、避難支援者の支援は任意の協力により行われるものであることや避難支援者の不在や被災等により、避難行動要支援者への支援が困難となる場合もあり、避難行動要支援者の自助が必要不可欠であることについて周知に努めます。

(3) 個別計画の管理・更新等

市及び避難支援等関係者は、避難行動要支援者が同意した方以外が、名簿および個別計画書等を閲覧することがないように、個人情報保護の観点から厳重な情報管理に努めます。また、避難行動要支援者の名簿および個別計画書等の共有団体、避難支援等関係者に対しては宣誓兼受領証の提出を求める等、個人情報の保護が図られる措置を講じます。

なお、個別計画書の更新については、避難行動要支援者情報を所有する市および関係団体等が日頃から避難行動要支援者の現況の把握に努め、市には必要がある場合は随時更新を行うとともに、全体的には原則毎年度1回の更新を行います。

第3章 平常時の対策

1. 支援体制

平常時の支援体制として、市の支援班と地域の支援班で構成します。

(1) 避難行動要支援者の市支援班の設置

市は、避難行動要支援者の支援業務を実施するため、庁内における横断的組織として避難行動要支援者の市支援班（以下「市支援班」という。）を設置します。

市支援班の構成・業務

構 成	業 務
危 機 管 理 課 健 康 長 寿 部 子 ども ・ 福 祉 部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の普及・啓発 ・ 避難行動要支援者情報の収集、共有 ・ 名簿、個別計画書の整備 ・ 名簿及び個別計画の管理・更新 ・ 関係機関、関係団体との調整

※ 業務により他の関係部署は協力するものとします。

(2) 避難行動要支援者の地域支援班の設置（地域・関係団体による）

自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉関係者等は、横断的組織として避難行動要支援者地域支援班（以下「地域支援班」という。）を設置します。

地域支援班の構成・業務

構 成	業 務
自治会・自主防災組織 民生委員・児童委員 地区福祉委員会 福祉関係者等	・制度の普及・啓発 ・避難行動要支援者情報の収集、共有 ・名簿、個別計画書整備の支援 ・名簿、個別計画の管理、及び更新の支援 ・日常的な情報提供や安否確認

※平常時の活動による事故・負傷等は市民公益活動による保険対象となります。

2. 情報伝達・安否確認及び避難誘導體制の整備

(1) 情報伝達体制の整備

避難行動要支援者は、情報の受信・理解・判断・行動などの各段階で支援を必要とするため、災害発生時に、迅速かつ的確に情報を伝達できるよう、できるだけ多くの情報伝達手段を確保しておきます。

① 情報伝達の基本的な配慮事項

市、避難支援等関係者は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達の際の基本的な配慮事項について、事前に習得しておきます。

② 情報機器等の活用

市、避難支援者等は、避難行動要支援者の特性を踏まえつつ、避難行動要支援者の日常生活を支援する機器等の防災情報伝達への活用を進めることとし、市は多様な情報入手手段の周知に努めます。

(2) 安否確認及び避難誘導體制の整備

市は、支援プランをもとに安否確認及び避難誘導の支援体制を整備するとともに、避難行動要支援者の避難が円滑に進むよう訓練・研修の実施に努めます。

① 安否確認

市は、避難行動要支援者と避難支援等関係者を対象とした安否確認情報の収集体制を整備します。

② 避難誘導

避難行動要支援者の避難誘導を迅速・的確に行うため、市、福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性ごとの避難誘導時における配慮事項について、避難行動要支援者に周知を図ります。

3. 避難場所の整備

(1) 避難所

市は、施設の耐震化や、福祉仕様のトイレの設置、入口にスロープ等の段差解消のための設備設置等のバリアフリー化に努めます。さらに、避難所における生活が長期化する場合に備えて、多様な情報機器や、日常的な介護・支援等ができる設備等を備えます。

(2) 福祉避難所

避難行動要支援者が相談や日常的な介護・支援等の生活支援を受けられる等、災害時に安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所の指定を行います。

施 設 名
河内長野市立福祉センター 錦溪苑
河内長野市立障がい者福祉センターあかみね
河内長野市立小山田地域福祉センター（あやたホール）
河内長野市立清見台地域福祉センター（くすのかホール）

※その他、市内の民間福祉施設等と協定を結び、災害発生時の福祉避難所の確保に努めます。

4. 防災意識の醸成と避難行動要支援者の備え

市は、日ごろから避難行動要支援者と避難支援等関係がコミュニケーションを図れるよう努めるとともに、避難行動要支援者への支援方法などについて周知を図ることにより、災害時における支援意識の醸成を図り、円滑な支援ができるよう啓発に努めます。

そのために、避難行動要支援者の参加による避難誘導の訓練等の実施や、避難行動要支援者本人及び家族を含む地域住民への防災知識の普及を積極的に行います。

(1) 防災訓練

市は、地域で実施する防災訓練において、避難行動要支援者も参加した避難誘導訓練や情報伝達訓練等を実施することで、災害時に円滑な誘導を行えるよう避難誘導等における留意点等を確認します。

(2) 防災あんしんカードの携帯の促進

災害発生時に備え、どのような支援を必要としているのかを周囲に的確に伝え、理解してもらう必要があるため、防災あんしんカードに必要事項を記載し、支援を必要とする時にはいつでも周囲の人に渡せるよう防災あんしんカードの普及促進に努めます。

第4章 災害発生時の対策

災害対策基本法の改正により、市は現に災害が発生、または発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に提供できると規定されており、関係者の協力のもと、あらかじめ定めた手段により速やかに避難行動要支援者の支援を実施します。

1. 支援体制の立ち上げ

(1) 災害対策本部における市支援班の設置

市は、災害発生時の避難行動要支援業務を実施するため、災害対策本部内に市支援班を設置します。市支援班の位置付け、構成及び業務は、次のとおりとします。

市支援班の構成・業務

構 成	業 務
災 害 対 策 本 部 (事前配備体制時も含む) 医療・福祉部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の伝達業務 ・安否確認、避難状況等の把握 ・避難所担当者との連携 ・関係機関、関係団体との連携

(2) 地域支援班と災害対策本部との連携

市は、避難行動要支援者の避難誘導支援等を円滑に実施するため、地域支援班へ災害対策本部との連携を要請します。

地域支援班の構成・業務

構 成	業 務
自治会・自主防災組織 民生委員・児童委員 地区福祉委員会 福祉関係者等	<ul style="list-style-type: none"> ・避難情報等の伝達業務 ・安否確認、避難状況等の把握 ・避難行動要支援者の避難支援 ・避難所担当との連携 ・関係機関、関係団体との連携

2. 情報伝達

市は、避難行動要支援者の特性を踏まえ、あらかじめ定めた手段により避難等の情報伝達を行います。特に、土砂災害などの危険が迫っている場合においては、避難準備情報を伝達します。

※ 避難準備情報

避難行動に時間を要する者が、避難行動を開始しなければならない段階において、避難勧告よりも先に発令する情報

3. 安否確認・避難誘導

市、及び避難支援者は個別計画に基づき、避難行動要支援者の特性を踏まえ、あらかじめ定めた手順により安否確認及び避難誘導を行います。

4. 避難場所の確保

市は、避難所を開設したときは、避難支援者等の協力を得て、避難所における避難行動要支援者の支援を実施します。

- ① 避難所に避難誘導してきた避難行動要支援者を把握します。また、避難行動要支援者が被災現場に取り残されていないか等の情報を収集します。
- ② 避難行動要支援者が当該避難所で確認されない場合は、他の避難所に問い合わせる等、避難行動要支援者の所在確認を行います。
- ③ 介護、障がいの状況により避難所での生活が困難な場合は、本人や家族の意思を十分尊重した上で、介護、障がいの程度、状態を勘案し、福祉避難所への移動や福祉施設への緊急入所を調整します。

5. 避難生活における配慮

避難所においては、次の点について配慮します。

- ① 避難行動要支援者の特性に十分配慮した上で、適切な支援を行います。
- ② 避難行動要支援者用窓口の設置
避難行動要支援者からの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施することを目的に、市支援班が中心となり、各避難所内に避難行動要支援者用の窓口を設置します。
- ③ 避難行動要支援者に応じた救援物資の配布
避難行動要支援者一人ひとりに必要な食料・生活物資の確保に努めます。

(4) 避難行動要支援者の行動等を支援する人材の確保

避難行動要支援者に対して、介護等の必要性等に応じて生活行動等を支援する相談支援員、ヘルパー、住民の災害ボランティアなどを確保します。

6. 福祉避難所の運営

福祉避難所には避難行動要支援者の相談等にあたる介助員等を配置して、日常生活上の支援を行うとともに、避難者の生活状況等を把握し、医療機関、介護サービス事業所とも連携し、ホームヘルパーの派遣等、避難行動要支援者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるように配慮します。

7. 心身両面の健康管理

(1) 巡回相談等の実施

市は、府と連携して、避難所において、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施します。

(2) こころのケア

被災者は、災害発生時の恐怖、避難所での厳しい生活等から、心的外傷後ストレス障害(PTSD)を負う場合があり、とりわけ、避難行動要支援者は心的外傷後ストレス障害(PTSD)の影響が大きく、適切なこころのケアが必要です。市は、府と連携して、ケースワーカーや医師等で編成されたチームを編成して対応することに努めます。

以上が、本支援プランの全体計画となります。

支援プラン改訂の経過

- ・平成23年11月 災害時要援護者支援プランの策定
- ・平成26年4月 災害対策基本法の一部改正に伴う災害時要援護者支援プランを改訂し、避難行動要支援者支援プランとして運用